

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA工事のシートパイル引き抜き工事現場で、シートパイルの玉掛けをし、クレーンでシートパイルを重ね倒していたところ、クレーンの吊り金具が外れ、反動で跳ねたシートパイルが請求人に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、受傷後、B病院等に受診し、「肺挫傷、肝挫傷、脳出血の疑い、気胸・頸椎骨折の疑い、歯牙破折、下顎部挫傷」等と診断され、同病院等で療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に残存する高次脳機能障害は障害等級第7級の3に該当するものと主張するので、以下において検討する。

(2) 高次脳機能障害については、脳画像所見に異常があることが前提とされているが、時間経過によって異常が認めにくい場合があるとされている。本件については、負傷時におけるMRI検査が行われておらず、受傷から4年後に実施された脳のMRI及びCT所見の評価は困難であり、微小な脳出血を疑わせる所見が認められるものの、確定的とはいえない。

本件事故の状況は、請求人の記憶がなく、不明な点があるが、推定される事故状況からみて本件事故によって脳に一定程度の障害が及んだ可能性は否定できず、監督署長は、請求人には高次脳機能障害が生じたと認めているところであり、当審査会もその判断は妥当であると判断する。

(3) そのうえで、高次脳機能障害の程度についてみると、C医師は4能力のうち社会行動能力のみわずかに喪失していると評価している。一方、B病院で行われた高次脳機能検査結果をみると、知能の低下、記憶能力の低下、注意・集中力の低下が認められ、C医師の判断よりも障害が高度である印象がある。しかし、遂行機能や実行機能に関する検査（BARD, WCST）では正常という結果や、脳のMRI上、知能低下に合致する脳の委縮所見がないという高次脳機能障害に合致しない所見も認められ、D医師は本件事故のみで請求人の高次脳機能障害は説明しがたいと述べている。

(4) 請求人らは、E医師作成の診断書を提出し、請求人の障害は「てんかん、高

次機能障害」と診断しており、障害等級第7級3号に該当すると主張する。てんかんには外傷性のものもあるが、請求人のてんかんが本件事故によって生じたものか否かを決定するのは困難であるので、当審査会はF医師に鑑定を依頼したところ、同医師は意見書において、てんかんが生じた根拠がない旨の鑑定結果を得た。

- (5) 以上の医証を踏まえ判断すると、本件事故で脳が明らかに受傷したとは認められないこと、MRI等の画像診断上、明らかな外傷性異常所見は認められないこと、請求人らが主張する外傷性てんかんは、脳波上認められないこと、MRIで認められた脳室開大所見は、本件事故以前から存在すると考えられること等が認められ、以上を総合判断すると、請求人に残存する高次脳機能障害の程度は、障害等級第14級を超えるものではないと判断する。

なお、高次脳機能障害は、時間の経過とともに改善する傾向が多いとされており、請求人の20歳代という年齢を考慮すると、完全な回復は困難であるとしても、今後の改善が期待できる蓋然性が高いことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。